平成２７年（フ）第３０４号
名古屋市守山区小幡５丁目14番22号メゾンニックウ502号
破産者　一丸　敏信
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０号
秋田市仁井田二ツ屋１丁目４番24号
破産者　髙橋ゆみ子
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１号
秋田市横森３丁目４番59号　フォレストＴ201号
破産者　髙橋　一美
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１号
秋田県秋田市横森２丁目７番30―３号、前住所秋田県湯沢市稲庭町字稲庭224番地
破産者　西田屋タイヤ修理所こと　佐藤　重美
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第６２号
秋田県秋田市横森２丁目７番30―３号、前住所秋田県湯沢市稲庭町字稲庭224番地
破産者　佐藤千恵子
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１１号
秋田県横手市大森町上溝字寺内245番地３
破産者　菊地あつ子
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第４７７号
横浜市保土ケ谷区仏向町56番地　サンシティハイツ103号
破産者　高橋　　努
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５００号
神奈川県海老名市門沢橋５丁目13番８号
破産者　渡辺　直貴
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４７号
横浜市南区万世町１―７　和田ビル202、住民票上の住所横浜市南区高砂町１丁目２番地パーク・ノヴァ横浜吉野町905号
破産者　川村　利夫
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４８号
横浜市南区万世町１―７　和田ビル202、住民票上の住所横浜市南区高砂町１丁目２番地パーク・ノヴァ横浜吉野町905号
破産者　川村恵理子
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９号
石川県加賀市山代温泉南町57番地２
破産者　筑城商店こと　筑城　啓介
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１３号
愛媛県松山市中央１丁目１番40号　フジモトビル405号
破産者　中村　好美
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６号
愛媛県伊予郡砥部町総津824番地１　町営住宅西団地３号
破産者　冨岡　佳世
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６２号
佐賀県唐津市桜町828番地94、申立時の住所佐賀県唐津市鏡1949番地３
破産者　松尾　敏幸
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２６年（再イ）第１２７号
群馬県伊勢崎市連取町3106番地２　マルショーマンションＢ202、再生手続開始決定時の住所さいたま市北区土呂町394番地コーポ若草Ｂ―103
再生債務者　佐田樹予史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月１日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１号
長崎県佐世保市天神町1874番地の２
再生債務者　白浜　将軍
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月30日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２７年（再イ）第６号
神奈川県大和市下鶴間２丁目６番17―201号
再生債務者　齋藤　雄児
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月１日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第２号
長崎県長崎市下黒崎町1900番地２
再生債務者　武藤　栄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月30日
長崎地方裁判所民事部個人再生係